

## 日南市地域雇用活性化事業補助金等交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の雇用維持や就労の場を失った者の再就職を支援する事業所に対し補助金等を交付するものとし、この交付について、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金等の種類、対象事業所、支給要件等)

第2条 補助金等の種類、対象事業所、支給要件、その他補助額等については、別表に定める。

2 補助金等の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当するものは、この要綱の対象としない。

### (補助金等の交付申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日南市地域雇用活性化事業補助金等交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (交付決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による補助金等の交付申請を受けた場合は、書類の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、日南市地域雇用活性化事業補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第5条 補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後1か月以内に、日南市地域雇用活性化事業補助金等実績報告書（別記様式第3号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

### (補助金等の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定により実績報告書等の提出があったときは、当該実績報告書の内容を審査し、補助金等を交付することが適当であると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、日南市地域雇用活性化事業補助金等交付確定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金等の請求及び交付）

第7条 前条に規定する補助金等の確定通知を受けた補助事業者が補助金等の請求をするときは、日南市地域雇用活性化事業補助金等交付請求書（別記様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、確定した補助金等の額を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金等の交付決定を取り消し、又は補助金等の全部若しくは一部を交付しないことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が補助金等を交付することが不適切であると認めたとき。

2 前項の規定は、第6条に定める補助金等の交付額の確定があった後においても適用する。

（補助金等の返還）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合で既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金等の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

#### 制定理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所に対し、補助金等を交付し、雇用維持や雇用創出を図るため。